土地開発公社の抜本的改革のイメージ

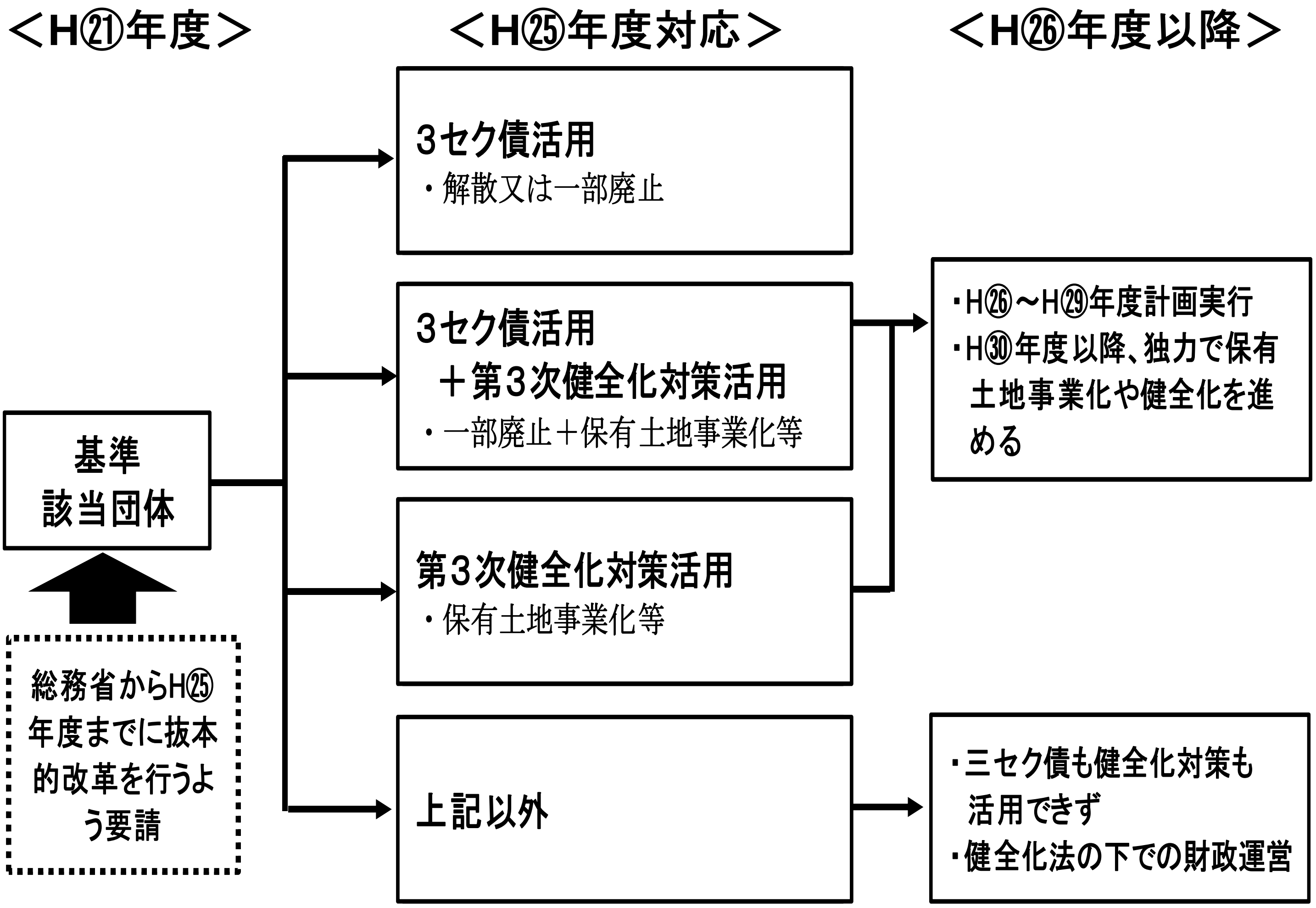

平成21年度から平成25年度までに、基本的に土地開発公社を含むすべての第三セクター等を対象として、必要な検討を行い、平成25年度までの特例措置である第三セクター等改革推進債も活用し、存廃を含めた抜本的改革を集中的に行うことを要請。

土地開発公社の業務を継続しながら経営の抜本的健全化を図る地方公共団体を支援するため、平成25年6月末までに健全化計画を策定し、8月末までに公社経営健全化団体としての指定を受ける団体に対し、第3次土地開発公社経営健全化対策を講ずる。

経営の抜本的な健全化を図る必要がある土地開発公社の設立・出資団体は、第三セクター等改革推進債や第3次土地開発公社経営健全化対策の活用を視野に検討を行い、先送りすることなく当該土地開発公社の抜本的改革に取り組むことが求められる。

平成25年度までに方針決定が必要